

2022年10月11日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
和田隆宏

2022年 高齢期雇用制度に関する改善要求書

今年の人事院勧告では、65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブのほか、定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与などについて、施策を講ずることを目指すとしています。職員の労働条件に大きく影響する重要な課題であり、特に定年引上げに関連する給与制度については、職員団体等の納得を得る努力を求めている国家公務員法等改正法の附帯決議を踏まえ議論する必要があります。

都においては、2023年4月からの定年年齢の引き上げに伴って導入される定年前再任用短時間勤務制度や65歳定年になるまでの間、暫定的に存置される再任用制度について、現行の再任用職員の賃金・労働条件が引き継がれることとなります。定年前と同様の仕事を担い、責任を負っているだけでなく、若手職員への技術・技能の継承など、豊富な知識や経験を有するベテラン職員として、職場での指導的な役割も担っているにも関わらず、その賃金は、定年前の約6割という低い水準に抑えられています。一時金の支給月数は、ほぼ半分です。勧告事項であるとして人事委員会任せにするのではなく、都側が主体的に判断し、定年前職員との同一労働同一賃金の観点や職務給の原則から、直ちに再任用職員の賃金水準を引き上げるべきです。

高齢期雇用制度の改善のため、次の要求事項について実現することを求めます。

記

1 昇給抑制措置の廃止について

定年年齢の引上げに伴い、55歳昇給抑制措置を廃止すること

2 60歳を超える職員の賃金水準について

同一労働同一賃金の観点や職務給の原則から、60歳を超える職員の賃金水準を抜本的に引き上げること

3 退職手当の改善について

定年年齢の引上げに伴って職員の勤務年数が長期化することから、退職手当基本額の支給率を引き上げて、退職手当を改善すること

4 勸奨退職制度の改善について

早期退職者に対する退職手当の割増制度を存置し、定年年齢の引上げに伴って割増率を引き上げるなど、勸奨退職制度を改善すること

5 定年年齢の引上げに伴う再任用制度について

(1) 定年前再任用短時間勤務制度の措置について

- ① 定年前再任用短時間勤務職員については、定数外配置とすること
- ② 定年前再任用短時間勤務職員が従事する業務については、職員の体力等を考慮した設定が必要であることから、単組と任命権者との労使交渉により整理し、必要な措置をとること

(2) 暫定再任用制度の措置について

暫定再任用職員短時間勤務職員については、定数外配置とすること

6 新規採用者の確保について

定年年齢が段階的に引き上げられる間、定年退職者がいない年度が隔年で生じることになるが、職員数の谷間をつくらぬよう、柔軟な定数管理を行い、計画的に一定数の新規採用者を確保すること

7 現行の再任用制度の改善について

- (1) 再任用職員の賃金水準を抜本的に引き上げること
- (2) 再任用職員の一時金を定年前職員と同じ支給月数とすること
- (3) 再任用職員への生活関連手当の支給については、定年前職員と同様の取扱いとすること
- (4) 再任用職員の採用及び更新については、希望する職員全員の雇用を保障すること
- (5) 再任用職員の配置については、退職局での配置を原則とし、他局への配置については、本人希望・本人同意の場合に限ること
- (6) 再任用職員の具体的な職場配置にあたっては、本人の知識・技術及び経験が活かされる職場とすること
- (7) 短時間勤務の再任用職員を定数外配置とすること
- (8) 看護師や船舶勤務の職員など夜間勤務等交替制勤務に短時間勤務の再任用職員を就かせる場合は、本人同意を前提とすること
- (9) 短時間勤務の再任用職員の超過勤務手当については、31時間（基本型）を超えた時点で125/100を支給するよう改善すること
- (10) 再任用職員の人間ドック職免を設けること

8 勸奨退職者の雇用確保について

継続雇用を希望する勸奨退職者については、再雇用制度廃止時の労使確認に基づき、60歳前勸奨退職者は引き続き会計年度任用職員として、60歳超勸奨退職者は暫定再任用短時間職員として雇用を確保すること